

枚方市子ども・子育て支援事業計画
平成27年度～平成31年度にかかる取り組み一覧

平成27年3月
枚 方 市

枚方市子ども・子育て支援事業計画
平成27年度～平成31年度にかかる取り組み一覧

目次

基本理念 子どもが笑顔で健やかに成長できるまち枚方

基本方向Ⅰ 子どもの生きる力と個性を育むまちづくり

施策目標1 子どもの生きる力を育む環境の整備

- 推進方向(1) 幼児期の教育・保育の質の向上…………… 2
- 推進方向(2) 小学校教育への円滑な接続の推進…………… 2
- 推進方向(3) 豊かな心の育成の推進…………… 3
- 推進方向(4) 確かな学力と健やかな身体を育む環境の充実・向上…………… 3
- 推進方向(5) 食育の推進…………… 4
- 推進方向(6) 障害のある子どもへの支援の充実…………… 5

施策目標2 子どもの個性や創造性を育む環境の整備

- 推進方向(1) 子どもの居場所づくりの推進…………… 6
- 推進方向(2) 子どものスポーツ活動の推進…………… 7
- 推進方向(3) 子どもの文化芸術活動の支援…………… 8
- 推進方向(4) 子どもの国内外交流の推進…………… 10
- 推進方向(5) 子どもの社会的活動の推進…………… 10
- 推進方向(6) 子どもに身近な自然環境の保全と環境教育の推進…………… 11

基本方向Ⅱ 子どもを安心して生み育てることができるまちづくり

施策目標3 子育て家庭にやさしい安全・安心なまちづくりの推進

- 推進方向(1) 母子の健康づくりへの支援…………… 12
- 推進方向(2) 子どもへの医療対策の充実…………… 13
- 推進方向(3) 子育てに対する経済的支援…………… 13
- 推進方向(4) ひとり親家庭の自立支援…………… 14
- 推進方向(5) 安全・安心に子育てできる生活環境の整備…………… 15

施策目標4 地域における子育ての相談・支援

- 推進方向(1) 子育てに対する相談体制の充実…………… 16
- 推進方向(2) 子育てに対する支援体制の充実…………… 17
- 推進方向(3) 子育てに関する適切な情報提供の推進…………… 19
- 推進方向(4) 子育て中の社会参加支援…………… 19

施策目標5 子育てと仕事の両立支援

- 推進方向(1) 多様な保育サービスの充実…………… 20
- 推進方向(2) 放課後児童対策の充実…………… 20
- 推進方向(3) 男女共同子育ての推進…………… 21

基本方向Ⅲ 子どもの人権・子どもの最善の利益が尊重されるまちづくり

施策目標6 子どもの人権擁護の推進

- 推進方向(1) 人権教育の推進…………… 21
- 推進方向(2) 子どもへの虐待のないまちづくりの推進…………… 22
- 推進方向(3) いじめ・不登校などへの対応…………… 22
- 推進方向(4) 子どもを取り巻く有害環境対策などの推進…………… 24

基本方向Ⅰ 子どもの生きる力と個性を育むまちづくり

施策目標1. 子どもの生きる力を育む環境の整備

推進方向(1) 幼児期の教育・保育の質の向上

番号	取り組み名	取 り 組 み 内 容	対象者				所 管 課
			妊産婦	乳幼児	児童	生徒	
1	幼稚園教育の充実	公立・私立幼稚園の協調を図り、地域住民や保護者の協力のもと、地域の人材活用、環境教育の推進等、より魅力のある幼稚園の育成に努める。		★			教育指導課
2	公立幼稚園の効果的、効率的な運営及び配置事業	本市の幼児教育や子育て支援の充実をめざして、公立幼稚園の役割を明確にするとともに、効果的・効率的な運営及び配置を行う。		★			教育指導課 学務課 学校財源調整課 児童生徒支援室
3	保育所(園)の老朽化対策の推進	私立保育所(園)については、建替え又は大規模修繕の支援を行う。公立保育所については、「公立保育所リニューアルにおける基本的な考え方」に基づくリニューアルの実施や、「枚方市市有建築物保全計画」に基づき計画的に工事を行う。		★			子育て支援室
4	保育の質の向上のためのアクションプログラムの策定	保育の質の向上について、その方策を具体化し、計画的に進めていくためのアクションプログラムの策定に向けた検討を行う。		★			子育て支援室
5	幼稚園教職員研修・研究実践	公立幼稚園において、幼児教育の課題解決に向けた研究実践を行い、研究成果と課題を明確にするとともに、公私立幼稚園・保育所(園)の教職員がともに研修する機会を持つ。		★			教育指導課 教育研修課
6	公私立保育所(園)合同研修会の推進	公立・私立保育所(園)において、保育の質の向上を図るため、合同研修を行う。		★			子育て支援室

推進方向(2) 小学校教育への円滑な接続の推進

番号	取り組み名	取 り 組 み 内 容	対象者				所 管 課
			妊産婦	乳幼児	児童	生徒	
7	幼稚園幼児教育充実事業	幼稚園教育の充実と小学校への円滑な接続を図るため、幼稚園教育要領に基づいた特色ある幼児教育の取り組みの促進に向け、私立幼稚園に対し、幼児教育充実事業として支援を行う。あわせて、公立幼稚園でも取り組みを充実する。		★			学務課 教育指導課
8	接続期のカリキュラムの構築	小学校へ滑らかな接続が図れるよう、日課、活動内容、指導方法などについて、幼児の学びの姿をとらえた接続期のカリキュラムを作成する。		★			教育指導課
9	保育所(園)・幼稚園交流会、合同研究会	幼児が小学校生活に期待が持てるように、就学前に小学校の授業や給食体験や小学生との交流の機会を持つ。また、幼児・児童の実態、教育内容や指導方法についての相互理解を深めるために、合同研究会等、保育士・保育教諭(認定こども園)・教諭等間の交流の機会を設ける。		★	★		子育て支援室 教育指導課

推進方向(3) 豊かな心の育成の推進

番号	取り組み名	取 り 組 み 内 容	対象者				所 管 課
			妊産婦	乳幼児	児童	生徒	
10	乳幼児と思春期の子ども達の交流	中学校の体験学習や高校生ボランティアの受け入れなど、保育所(園)等の乳幼児と中学生・高校生の交流を通じて、保育所(園)等の役割や小さい子どもへの関わり方を学べる機会を設定し、次代を担う親としての意識形成を図る。		★		★	子育て支援室
11	漢字をテーマに思いを伝える作文コンクール	「漢字のまち枚方」を全国に発信する取り組み並びに国語教育推進の一環として、児童生徒が、心に残る漢字一文字や熟語を選び、その理由や思い出を作文で表現するコンクールを実施する。			★	★	教育指導課
12	家庭児童相談事業	18歳までの子どもと家族の様々な相談に、家庭児童相談所の専門相談員が対応し、カウンセリングやプレイセラピーなどを行う。児童虐待等子どもに関する問題の増加や複雑化等から、体制の充実及び専門的技術の向上を図る。		★	★	★	家庭児童相談所
13	教育相談事業	教育相談員を配置し、保護者や幼児児童生徒からの教育や学校生活上の問題に関する相談を受け、適切なアドバイスを行う。また、必要に応じて、面談による継続的なカウンセリングを実施する。		★	★	★	児童生徒支援室
14	青少年サポート事業	枚方公園青少年センターにおける青少年団体の活動支援や、青少年の悩み(いじめ、不登校、人間関係等、さまざまな問題の早期解決に資するため、青少年が気軽に相談に行ける「青少年相談」、大学生等のアドバイザーの養成など)に取り組む。				★	子ども青少年課
15	スクールカウンセラー配置事業	中学校における相談体制の充実を図るため、スクールカウンセラーを配置し、生徒や保護者の悩みや課題の解決に資する。また、中学校区の小学校に対しても、派遣を含めた柔軟な取り組みを展開する。				★	児童生徒支援室
16	心の教室相談員配置事業	小学校の相談体制の充実を図るため、「心の教室相談員」を配置し、児童や保護者の悩みや課題の解決に資する。				★	児童生徒支援室
17	子どもの笑顔守るコール事業(一般教育相談・いじめ専用)	幼児・児童・生徒がかかえる諸問題の解決や早期発見、早期対応を図るため、総合電話窓口「子どもの笑顔守るコール」(「いじめ専用ホットライン」と「教育安心ホットライン」)を設置し、電話による教育相談を実施する。		★	★	★	児童生徒支援室

推進方向(4) 確かな学力と健やかな身体を育む環境の充実・向上

番号	取り組み名	取 り 組 み 内 容	対象者				所 管 課	
			妊産婦	乳幼児	児童	生徒		
18	放課後自習教室事業	各小中学校において、退職教員や地域人材等を配置し、児童生徒一人一人の理解度に応じたプリント学習ができるICTを利用したシステムを活用して、自学自習力を育むとともに、基礎学力の向上を図るため、平日の放課後、週2日2時間程度、放課後自習教室を実施する。				★	★	教育指導課
19	家庭教育支援事業	家庭は子どもの人格形成にとって大きな影響を及ぼすため、親のあり方や子育てについての講座開催、子育て中の親同士や先輩の親との交流が促進される講座などを開催し、家庭教育を支援する。	★	★	★	★		社会教育課
20	学校教育自己診断	各小・中学校及び幼稚園において、教育活動や学校園運営の状況について、学校教育自己診断を行い、その結果を学校教育改善のために役立てる。				★	★	教育指導課

21	学校評議員制度推進事業	学校評議員を配置し、学校運営に関して幅広く意見を聞き、保護者や地域住民の意向を把握するなど、地域に開かれた学校づくりを推進する。		★	★	★	教育指導課	
22	職場体験学習の推進	適切な勤労観・職業観の育成をねらいとするキャリア教育の一環として、職場体験学習を中学校の教育活動に位置づけ、市内すべての中学校において職場体験学習を実施し、生徒が将来への夢や抱負を持ち、学習への意欲を高める態度を育む。				★	児童生徒支援室	
23	「性」に関する学習	各学校の保健の授業等において、子どもの発達段階に応じ、保護者の理解を得ながら実施していく。				★	★	教育指導課
24	薬物乱用防止教室・非行防止教室	飲酒や喫煙、シンナー等の薬物乱用や出会い系サイトに係る被害及び非行について、保健所や警察等の関係機関との連携による薬物乱用・非行防止のための教室を開催し、予防教育を推進する。				★	★	児童生徒支援室

推進方向(5) 食育の推進

番号	取り組み名	取り組み内容	対象者				所管課
			妊産婦	乳幼児	児童	生徒	
25	「食」に関する学習	各学校園において、子どもと保護者が、欠食・孤食・偏食など食生活の変容に関心を持ち、心身の発達に適切な「食」についての理解を深めるため、共に「食」について考え、見直す機会の設定に取り組む。		★	★	★	教育指導課
26	健康づくり推進事業	健康づくりボランティアを中心に、生涯学習市民センターなどを活動場所とし、健康料理教室や健康講座を実施する。	★	★	★	★	保健センター
27	母子健康教育事業	マタニティスクールにおいて、妊娠時期から家庭の食生活の大事さを伝える講義や調理実習を実施し、離乳食・幼児食講習会では、子どもの食生活の基本は、家族の食生活であることを講義で伝える。	★	★			保健センター
28	母子訪問指導事業(保健師・栄養士等による家庭訪問)	食生活に関する指導を実際の生活の場で相談・指導することで、健全な食生活が営めるよう、保健師・栄養士・歯科衛生士の訪問などにより、具体的に指導を行う。	★	★			保健センター
29	母子健康相談事業(子育てコール、乳幼児健康相談、個別相談)	妊産婦及び乳幼児の保護者を対象に、健全な食生活が営めるよう、保健師、栄養士などが健康相談を実施する。子育てコールでは、いつでも気軽に相談できるよう保健師が常時電話相談を行う。乳幼児健康相談では、生涯学習市民センター等身近な地域において身体計測や保健師・栄養士・歯科衛生士による保健指導を行う。また、個別相談において心理相談員が予約制で個別の発達相談を実施する。	★	★	★		保健センター
30	公私立保育所(園)における食育の推進	公私立保育所(園)における食育の推進を図り、入所児童や保護者、保育士等の「食」に対する意識を高める。		★			子育て支援室
31	ひらかた食育カーニバルの開催	栄養バランスや地産地消・伝統食など食に関わる様々な分野について、子どもやその保護者が楽しく体験しながら学べるよう、関係機関・団体と連携し、カーニバルを開催する。	★	★	★	★	健康総務課
32	食育推進事業	市民一人ひとりが、「食」に関する知識と判断力を身に付け、健全な食生活を実践することを目的に、「第2次ঞ্চ方市食育推進計画」に基づき、関係機関・団体と連携を図りながら、食育の推進に取り組む。	★	★	★	★	健康総務課

33	第一学校給食共同調理場整備事業	中学校給食共同調理場の整備と、老朽化が進む小学校給食共同調理場の建て替えを一体的に行うため、第一学校給食共同調理場を整備する。				★	★	学校給食課
----	-----------------	---	--	--	--	---	---	-------

推進方向(6) 障害のある子どもへの支援の充実

番号	取り組み名	取り組み内容	対象者				所管課
			妊産婦	乳幼児	児童	生徒	
34	障害児等関係機関連絡会議	障害児及び健診等でフォローが必要とされた児童等並びにその家族が抱える様々な問題の早期解決と、障害児等が地域でいきいきと生活できる環境づくりの推進のため、関係機関それぞれが効果的な施策の推進を目的として、「枚方市障害児等関係機関連絡会議」を毎月定期的に開催する。		★	★	★	家庭児童相談所
35	障害児保育(幼児療育園・すぎの木園・保育所(園))	児童発達支援センター(幼児療育園・すぎの木園)で療育・保育事業を実施している。また、公立保育所においては、各クラスに2人の障害児受け入れ枠を設けており、私立保育所(園)においても障害児と健常児の統合保育を実施する。		★			子育て支援室
36	障害児保育にかかる保育所巡回相談・保育相談	障害のある児童等に対する保育の充実を図るため、公私立保育所(園)に向いて巡回相談、保育相談を行い、保育士や保護者への支援を行う。		★			子育て支援室
37	幼稚園における障害のある子どもや配慮を要する子どもへの支援教育	教職員が障害のある園児や配慮を要する園児への理解を深めるとともに、保護者の意向を受け止め、組織的な支援体制のもとで幼児教育を行う。		★			教育指導課
38	幼・小・中学校における支援教育	教職員が障害のある幼児・児童・生徒への理解を深めるとともに、保護者の意向を受け止め、十分な配慮のもとに、支援教育コーディネーター教員を中心とした全校的な支援体制を確立する。また、教職員の専門的知識や指導力の向上に努め、個別の指導計画及び個別的教育支援計画を作成して、個に応じた指導を充実させる。		★	★	★	児童生徒支援室
39	支援教育学校園支援事業	発達障害等に関する専門的な知識・技能を持つ専門家を学校に派遣し、教育的な支援を必要とする児童生徒への指導について、教職員に直接指導・助言する。また、幼稚園に専門家を派遣する巡回相談を実施し、教職員へ指導・助言を行い支援教育の充実を図るとともに、保護者からの相談に応じ、幼稚園と家庭との連携を図る。		★	★	★	児童生徒支援室
40	障害児の地域療育	児童発達支援センター(幼児療育園、すぎの木園)が持っている施設機能を生かし、障害のある子どもと親の不安や悩みを軽減するための療育相談や機能訓練などを行う。		★			子育て支援室
41	障害のある児童介助助成事業	留守家庭児童会室を卒業した小学5・6年生の障害児の放課後の家庭での安全な生活の確保と保護者の経済的負担の軽減を目的として、介助者に要した経費に対して助成を行う。平成14年度から土曜日については、対象者を小学1年生から4年生の障害児にも拡大し、実施している。			★		放課後児童課
42	移動支援(障害者総合支援法に基づく地域生活支援事業)	障害児の身体状況、家族状況等を聞き取り、介護者が付き添うことができないと認められる場合に外出時の移動介護等のサービスを提供する。			★	★	障害福祉室
43	居宅介護(障害者総合支援法に基づく自立支援給付)	障害児の身体状況、家族状況等を聞き取り、介護の必要性を勘案の上、身体介護、家事援助等のサービスを提供する。		★	★	★	障害福祉室

44	障害児通所支援事業 (児童福祉法に基づく 児童通所支援給付)	障害児の身体状況、家族状況等を聴き取りし、必要な療育及び運動機能等の低下防止とともに家族の療育技術習得等のサービスを提供する。 学校通学中の障害児を対象に、放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上のための訓練等を継続的に提供する。保育所や学校等に支援員が訪問し、当該施設に通う障害児に対し、集団生活適応のための専門的な支援等を行う。		★	★	★	障害福祉室
45	短期入所 (障害者総合支援法に 基づく自立支援給付)	障害児の身体状況、家族状況等を聴き取り、介護者が一時的に介護できなくなった場合に施設に短期的に滞在するサービスを提供する。		★	★	★	障害福祉室
46	補装具・日常生活用具 給付事業 (障害者総合支援法に 基づく自立支援給付 及び地域生活支援事 業)	身体の部分的欠損又は身体の機能の損傷を直接的に補う用具としての補装具及び障害児(者)の日常生活上の便宜を図るための用具としての日常生活用具を給付する。		★	★	★	障害福祉室
47	手話通訳者・要約筆記 者派遣事業 (障害者総合支援法に 基づく地域生活支援 事業)	聴覚障害児または言語機能障害児が公的機関、医療機関等に向く必要がある時に支援者がおらず、意思疎通に支障がある場合に、手話通訳者又は要約筆記者を派遣する。			★	★	障害福祉室
48	日中一時支援事業 (障害者総合支援法に 基づく地域生活支援 事業)	障害児を日中において一時的に預かることにより、日中活動の場を提供し、排泄、食事の介護を行い、放課後の見守り等の支援を行う。			★	★	障害福祉室
49	地域子育て支援事業	私立保育所(園)・認定こども園が保育を通じて蓄積している子どもの育ちや子育てに関する知識、技術等を生かし、地域の子育て家庭等に対し各種事業の実施を通じて必要な相談、指導、助言や気になる子どもへの支援等を行い、地域に密着した園として保育・子育て支援機能の一層の充実を図る。		★			子育て支援室
50	新たな児童発達支援 センターの整備	幼児療育園及びびすぎの木園の両施設の機能を有した児童発達支援センター整備計画を策定するとともに、その実現に向け取り組みを進める。		★			子育て支援室
51	身体障害児及び長期 療養児等療育指導事 業	身体障害児及び長期療養児に対し、医師など専門職による健康診査及び相談を行う。また、在宅指導が必要な児に対して、保健師等が訪問指導を行い、相談に応じる。また、必要時、講演会や交流会などの集団支援を実施する。	★	★	★	★	保健センター
52	放課後児童健全育成 事業(留守家庭児童会 室事業)	保護者の就労等により保育を必要とする小学生児童の放課後の遊び、生活の場を提供し、その健全育成を図ることを目的に、全45小学校で実施する。また、平成23年度から障害のある5、6年生の通年受入れを4か所拠点方式で実施している。			★		放課後児童課

施策目標2. 子どもの個性や創造性を育む環境の整備

推進方向(1) 子どもの居場所づくりの推進

番号	取り組み名	取 り 組 み 内 容	対象者				所 管 課
			妊 産 婦	乳 幼 児	児 童	生 徒	
53	学校園施設の提供	地域の身近な施設である市立小学校・中学校・幼稚園の施設(運動場、体育館、特別教室、園庭、遊戯室)を学校園運営に支障のない範囲において、体育活動や文化活動等の場として提供することにより、子ども達の居場所づくりに寄与する。	★	★	★	★	学校総務課
54	公園等の整備(遊具設置等)	誰もが生き生きのびのびと楽しく過ごすことができる安心安全な公園へ整備を進めていくとともに安全面に配慮した遊具や時計の設置を行う。			★		公園課

55	各生涯学習市民センターにおける子どもの居場所づくり	子どもたちが気軽に利用できるように、子どもコーナーやロビーの開放を行う。また、児童室等部屋の貸し出しについても、子どもの自主的なグループ活動の育成を図るため、利用しやすい体制を整える。		★	★	★	生涯学習課
56	枚方公園青少年センターにおける異年齢交流事業	自然教室、工作教室、囲碁教室、料理教室、フリーゼミナール、ユーススクエアにおける舞台・芸術鑑賞等の行事を通じて、仲間づくりをする機会や異年齢集団とのふれあいの場を提供する。			★	★	子ども青少年課
57	子ども会活動への支援	子ども会の安全な活動のために、全国子ども会安全共済（賠償責任保険）、大阪府子ども会安全共済（賠償責任保険）の加入受付事務を行うとともに、加入子ども会に対して、全国や大阪府子ども会育成連合会の活動について、情報提供を行う。			★	★	子ども青少年課
58	親子あそびの広場事業	公立幼稚園において、園庭や遊戯室などを開放し、幼児の安全、安心な遊び場を提供するとともに、保護者への子育て支援の充実を図る。		★			教育指導課
59	枚方子どもいきいき広場事業	これからの時代を担う子どもの「生きる力」を育てていくことを目的として、土曜日の学校休業日に各小学校で実施団体が取り組む児童健全育成事業に対して、市が支援・助成を行う。			★		子ども青少年課

推進方向（2） 子どものスポーツ活動の推進

番号	取り組み名	取 り 組 み 内 容	対象者				所 管 課
			妊産婦	乳幼児	児童	生徒	
60	小学校体育施設開放事業	市内体育施設不足を補完し、誰もが気軽にスポーツを行えることを目的に市内 45 小学校の体育施設を土日祝日に開放する。（全利用者に占める中学生以下の割合は約 50%強。）			★	★	スポーツ振興課
61	スポーツ少年団活動助成事業	枚方市スポーツ少年団本部に対して補助金を交付し各種大会の実施を支援する。（種目：野球・バレーボール・サッカー・ソフトテニス・日本拳法・空手道。また、府・国主催大会等への選手の派遣を支援する。）			★	★	スポーツ振興課
62	総合型地域スポーツクラブの活動支援	誰もが気軽に、様々な種類のスポーツを楽しみ、多世代にわたって、様々な人との交流を図る場として、地或住民が主体的に運営する総合型地域スポーツクラブ※の活動を支援する。 ※（公財）枚方市体育協会が、初の総合型地域スポーツクラブとして、「ひらかたキングフィッシャーズスポーツクラブ」を設立（H16.4.1）。			★	★	スポーツ振興課
63	スポーツ推進委員活動	市内 45 小学校区や体育団体等から選出した委員を、教育委員会非常勤職員として委嘱する。校区体育祭を始めとする地或スポーツ活動の中心的な役割を担い様々な事業を実施するとともに、スポーツ推進委員協議会本部事業として子どもを対象にした各種事業を実施する。		★	★	★	スポーツ振興課
64	スポーツ教室・大会等の開催	総合スポーツセンター・渚市民体育館等で各種スポーツ教室を実施し、体育の日には「スポーツの日」において体力測定、スポーツ活動の啓発等を行う。その他様々な大会（枚方市総合体育大会等）を実施する。		★	★	★	スポーツ振興課
65	小学生陸上競技大会	市内の小学校 5～6 年生を対象に市立陸上競技場において、陸上競技大会を行う。中学校陸上部及びマスターズの参加により、小学校間だけでなく、中学生や社会人との交流を図る。			★		教育指導課

66	小学生駅伝競走大会	市内の小学校 5～6 年生を対象に淀川河川公園枚方地区において、駅伝競走大会を行う。多数の児童が、競技を通じて他の学校の児童との交流を図る。				★	教育指導課
----	-----------	--	--	--	--	---	-------

推進方向（3） 子どもの文化芸術活動の支援

番号	取り組み名	取 り 組 み 内 容	対象者				所 管 課
			妊産婦	乳幼児	児童	生徒	
67	子ども向け文化・学習事業	人形劇場や人形劇フェスティバル、音楽コンサート等の文化事業、料理や工作教室等の学習事業など、地域の大人の協力を得ながら、子どもの豊かな感性を育む場として、生涯学習市民センターにおいて、子どもの文化・学習活動への参加、体験を促進する。		★	★	★	生涯学習課
68	子どもフェア	教育文化センターで、毎年夏季休業中に「子どもフェア」を開催し、小学生や中学生が興味を持ちそうな内容をテーマとして科学教室等を実施する。			★	★	教育研修課
69	子ども大学楽隊	市内6大学と連携して、市内の小中学生(高学年)を対象に大学の施設見学や講義体験をする。			★		生涯学習課
70	鑑賞機会の提供(コースシアター、コースコンサート) 創作発表機会の提供(青年祭など)	子どもの主体性を生かした文化活動支援として「鑑賞機会」と「創作発表機会」の提供を一体的に捉える事業活動を展開し、枚方市少年少女合唱団や枚方公園青少年センター利用団体の発表の場を提供する。高校生バンドの発表の機会を提供する青年祭や照明・音響の講習会を開催する。			★	★	子ども青少年課
71	小学校合同音楽会	枚方市市民会館大ホールにおいて、小学校による合同音楽会を実施し、日頃の教育活動の一端を発表することにより、保護者や市民の理解を深める機会とする。			★		教育指導課
72	ひらかた吹奏楽フェスティバル	毎年2月末に、枚方市民会館大ホールで吹奏楽フェスティバルを開催し、小、中、高校生を含む市民の文化活動の振興と発表の機会を提供する。			★	★	文化振興課 (文化国際団体)
73	夏休み体験事業	枚方公園青少年センターにおいて、異年齢間の子どものための交流の機会を設けるため、夏休み体験事業を学休期に集中して実施する。			★	★	子ども青少年課
74	市内高校合同美術展	市民ギャラリーにおいて、枚方市内の高校の美術部員や一般生徒の作品を一堂に展示し、作品発表及び交流の場を提供する「市内高校合同美術展」を開催する。				★	生涯学習課
75	小・中学生絵画コンクール	市民ギャラリーにおいて、枚方市内在住・在学の小・中学生を対象に自由に描いた作品を公募し、コンクールを開催する。			★	★	生涯学習課
76	ジュニア・キュレーターの育成	整備予定の枚方市立美術館では、ジュニア・キュレーター(中学生・高校生の学芸員)の養成講座を実施する。養成講座では、若い発想を活かし色々なアイデアを出してもらい、企画や運営を担当する。また、教育機関との連携により、学芸員養成課程に在籍する大学生と一緒に、所蔵作品の公開・展示作業に関わるなど、美術作品に触れる体験も検討している。				★	文化振興課
77	美術館学芸員による 出前鑑賞講座	整備予定の枚方市立美術館では、アウトリーチ活動として、美術館が所蔵する作品を学校や保育所(園)へ運び込み、学芸員による作品の解説を行うことで、子ども達の文化芸術に触れる機会の充実に取り組む。			★	★	文化振興課
78	企画展の団体鑑賞	整備予定の枚方市立美術館では、児童・生徒が豊かな感性や創造性及び人間性を育むための機会の提供として、教育機関との連携により、団体鑑賞に取り組む。			★	★	文化振興課

79	小学生漢字クイズ大会開催事業	朝鮮半島から漢字を伝えた王仁博士の墓とされる史跡「伝王仁墓」にちなんで、「漢字のまち枚方」を発信する事業として「漢字クイズ大会」を開催している。			★		地或振興総務課
80	子ども芸術文化育成支援事業	芸術や文化の分野における子どもの創作活動を支援しようと、「子ども芸術文化育成支援制度」を創設する。子どもが自らの考えを表現する力をつけることで、豊かな心や生きる力を育ててもらおう。子どもを主体又は対象とした特色ある創作活動を審査委員会による審査のうえ支援する。支援の内容は資金補助、施設の確保、宣伝活動支援の3種類である。		★	★	★	文化振興課
81	高校生書道展	市民ギャラリーにおいて、枚方市内及び北河内地区の高校生に作品発表及び交流の場を提供するとともに書道活動の振興を目的とする「高校生書道展」を開催する。				★	生涯学習課
82	将棋イベント	子どもたちに日本の伝統文化を体験できる機会を提供することを目的とする。			★	★	文化振興課
83	図書館機能のコンピュータ化	図書館機能をコンピュータ化したことにより、児童・生徒にもわかりやすく求める資料の検索ができ、図書館はより迅速に資料提供ができる。またインターネット上からも図書検索および予約、利用状況などの確認もできる。(インターネット予約は中学生以上が対象)				★	中央図書館
84	子どもに対する図書館活動及び図書館利用の促進	定期的なお話会(絵本の読み聞かせ、ストーリーテリング等)や学期末休暇(夏休み・冬休み・春休み等)時及び読書週間などに各種行事(ブックトーク・読み聞かせ・ストーリーテリング・紙芝居・人形劇・手作り工作等)を開催する。		★	★	★	中央図書館
85	小・中学校等への図書の団体貸出	小・中学校、幼稚園、保育所、留守家庭児童会室など子どもを構成員に持つ施設・団体への配本および来館による図書の団体貸出事業を実施する。			★	★	中央図書館
86	図書館からの小・中学校等訪問サービス	児童・生徒に対する読書への動機づけや、読書援助を目的とした学校及び留守家庭児童会室等への訪問サービスにより、ストーリーテリング・ブックトーク・読み聞かせ等を行う。		★	★	★	中央図書館
87	学校図書館との連携	中央図書館から派遣された学校司書が、司書教諭とともに学校図書館の運営にあたる。また、巡回便による読書推進用図書や調べ学習用図書などの団体貸出を行い、読書環境を整える。			★	★	中央図書館
88	学校図書館教育の充実	市立図書館と連携しながら、「読書センター」と「学習・情報センター」としての学校図書館の充実を図る。			★	★	教育指導課
89	中学生の調べ学習コンクール	中学生が、日常生活の疑問などについて図書館の本やインターネット等を用いて調べ、まとめることにより、自ら調べ考える力を養う。				★	中央図書館 教育指導課
90	保育所(園)ふれあい体験&枚方版ブックスタート事業	生後5~8ヶ月頃と1歳の誕生日の計2回、親子で住所地近くの保育所(園)を訪問してもらい、保育所(園)では、入所児童・他の親子・地域の人々との交流、保育士による育児のアドバイス・育児相談などを通じて、親子の育ちを支援する。あわせて、1歳の誕生日には、絵本の読み聞かせとプレゼント枚方版ブックスタート事業をする。		★			子育て支援室
91	市立幼稚園児絵画展	全ての市立幼稚園から、在籍する園児の絵画や共同制作の作品等を出品・展示し、保護者・市民へ幼稚園教育の一端を披露する。		★			教育指導課
92	ふれあいルーム事業	市立図書館の集会室等において、親子の交流の場であり、本とのふれあいの場でもある「ふれあいルーム」を市民グループの運営により実施する。		★			子育て支援室
93	こころをつたえよう！ひらかた朗読大会	枚方市内在住・在学の小中学生が学年に応じた国語の教科書から選んだテキストを朗読する。朗読をすることにより深く作品を理解し伝える力を養う。			★	★	中央図書館

94	観菊の調べ	平成 23 年度まで実施していた「市内6大学・高等学校合同音楽祭」を改め、市内大学の学生と市内高等学校の学生や市民が中心となって音楽祭を開催する。音楽祭は、菊の花に囲まれた岡東中央公園のステージにおいて、市民団体や学生の演奏や司会によって実施する。また、公園内には野点ブースも設置する。				★	地或振興総務課
95	第 2 学区北河内ブロック高等学校美術工芸展	市民ギャラリーで、北河内地域の高校の美術部員や一般生徒の作品を一堂に展覧し、作品発表及び交流の場を提供する。				★	生涯学習課

推進方向（４） 子どもの国内外交流の推進

番号	取り組み名	取 り 組 み 内 容	対象者				所 管 課	
			妊産婦	乳幼児	児童	生徒		
96	友好都市間での子どもたちの交流事業	別海町と夏休み期間中に双方の中学生を隔年で派遣(受入)して、宿泊を通じて交流を図る「少年少女ふれあいの翼」を実施。				★	地或振興総務課	
97	学校園日中等交流推進事業	上海市長寧区との友好都市締結後、相互の理解と信頼を深めるため児童書画展の相互開催に取り組んでいる。枚方市立学校園で組織される国際交流推進協議会を通して交流を深める。		★	★	★	教育指導課	
98	国際交流こども絵画展	海外の子どもの絵を展示すると同時に絵画の提供協力をする市内の国際交流ボランティア団体の活動紹介も行う。				★	★	地或振興総務課 (文化国際課)

推進方向（５） 子どもの社会的活動の推進

番号	取り組み名	取 り 組 み 内 容	対象者				所 管 課
			妊産婦	乳幼児	児童	生徒	
99	こどもボランティア支援事業	自主的なボランティア活動の輪を広げ、社会を見る目を育てるために、中学生等によるボランティア活動団体等と連携し、青少年が主体となる取り組みを実施する。				★	子ども青少年課
100	枚方子どもいきいき広場事業[再掲]	これからの時代を担う子どもの「生きる力」を育てていくことを目的として、土曜日の学校休業日に各小学校で実施団体が取り組む児童健全育成事業に対して、市が支援・助成を行う。				★	子ども青少年課
101	保育所(園)・幼稚園における世代間交流事業	園児が地域の老人ホームなどを訪問したり、地域のお年寄りを園行事に招待するなど、高齢者との交流を図る。		★	★	★	子育て支援室 教育指導課
102	小学生ボランティア体験学習	各学校の教育課程の中で、総合的な学習の時間、特別活動を活用しながら、高齢者福祉施設の訪問・交流、手話の交流学習会等ボランティア教育の機会を持つ。				★	教育指導課
103	防災キャンプ等事業	自主防災組織等との連携により、幼児児童生徒が地域の人と協力して、宿泊体験や非常食の試食体験等に取り組む機会を設ける。				★	児童生徒支援室 危機管理室

推進方向(6) 子どもに身近な自然環境の保全と環境教育の推進

番号	取り組み名	取 り 組 み 内 容	対象者				所 管 課
			妊産婦	乳幼児	児童	生徒	
104	自然観察会の実施	環境教育の一環として市内在住の小学生以下の児童・生徒を対象に、専門講師を迎え、環境教育の一環として自然観察会(昆虫・魚・野鳥・植物)を実施する。		★	★		環境総務課
105	学校ビオトープ池の整備	学校・家庭・地域が連携しながら、学校にビオトープ池を整備することで、児童・生徒が身近に生き物とふれ合い、地域の自然と共存していく大切さを学ぶ環境教育を進めるとともに、環境保全活動を実践する。			★	★	教育指導課
106	環境教育用副読本作成事業	地球環境、大気、水、ごみなどの環境問題に対する意識を高めるために、小学校高学年用の環境教育用副読本を作成する。(4年生に配布)			★		環境総務課
107	子ども版環境家計簿の取り組み	環境保全都市の実現を目指し、一人ひとりの環境に対する意識を高めるため、地球温暖化防止に役立つ環境家計簿の普及を目指す。平成19年度からは子ども版の環境家計簿「ひらかたみんなのエコライフつうしんま」を作成し、応募のあった市内の小学校高学年を中心に配布している。			★		環境総務課
108	環境学習事業	小・中・高校をはじめ市民グループ、自治会などの集まりで説明を行い、本市のごみの現状やごみ減量に関する認識を深めてもらう。		★	★		減量業務室
109	緑のじゅうたん事業	枚方市学習環境整備PFI事業として校庭の一部を芝生化し、環境教育の一環として、取組の推進を図る。			★	★	教育指導課
110	スマートライフポスターコンクール	小・中学生を対象にごみ減量やスマートライフに関するメッセージが入ったポスターを募集することで、ごみ減量やスマートライフについての関心と理解を深めてもらい、各家庭でも分別やごみ減量などに積極的に取り組むきっかけとしてもらう。優秀作品は11月に開催するごみ減量フェアで展示・表彰する予定。			★	★	減量業務室
111	環境学習出前授業の取り組み	平成18年度に策定された「枚方市環境教育・環境学習推進指針」の重点課題である「幼児の学びづくり」の実現のため、市内保育所(園)にて環境出前授業を行う。さらに事業者と連携を強化することで、さらなる環境教育、学習の機会を創出する。		★			環境総務課
112	学校版環境マネジメントシステム「S-EMS」	枚方市S-EMS環境方針に基づき、幼稚園・小学校・中学校において、教職員が率先して環境安全に取り組むことや環境教育を推進し、環境に配慮した行動がとれる幼児・児童・生徒を育てる。		★	★	★	教育指導課 環境総務課
113	緑のカーテン事業	小中学校において緑のカーテン事業を推進するとともに、保育所が行う緑のカーテン事業を支援する。		★			環境総務課
114	エコライフ推進事業	年間を通じより多くの市民に、地球温暖化防止を中心とする環境啓発活動を実施する。		★	★	★	環境総務課

基本方向Ⅱ 子どもを安心して生み育てることができるまちづくり

施策目標3. 子育て家庭にやさしい安全・安心なまちづくりの推進

推進方向(1) 母子の健康づくりへの支援

番号	取り組み名	取 り 組 み 内 容	対象者				所 管 課
			妊産婦	乳幼児	児童	生徒	
115	妊婦健康診査事業、妊産婦歯科健康診査事業	妊婦の健康管理の充実及び経済的負担の軽減を図り、安心して妊娠・出産ができる体制を確保するため、妊婦健診の助成を行う。また、妊産婦を対象に歯科健康診査を実施する。	★				保健センター
116	母子健康手帳交付事業	妊娠届出時に、妊娠・出産・子どもの成長、健康診査や予防接種の記録ができる母子健康手帳を交付する。また、妊娠届出書の情報に基づき、必要に応じて妊娠期からの相談・支援を実施する。	★				保健センター
117	母子訪問指導事業(妊産婦訪問、新生児・乳幼児訪問、乳幼児健診未受診者訪問等)[再掲]	家庭訪問により、妊産婦及び乳幼児の保護者の子育てに関する相談に応じ、子どもに対する理解を深め、疾病の予防や母と子どもの健康の保持増進に努める。また、地域で孤立している母親の育児不安の解消などに対して、生活の場である家庭でよりよい個別支援を行うことで、安心して健全な子育てができるよう支援する。周産期からのハイリスク母子を確実に把握し、早期より予防的に支援を開始する対策を充実させるために、医療機関等関係機関との連携を図る。	★	★			保健センター
118	母子健康教育事業(マタニティスクール、離乳食・幼児食講習会、子育て講演会等)[再掲]	マタニティスクールでは、妊婦とその家族に対して妊娠・分娩・育児について正しい知識を普及し、健全な母性の育成を支援する。離乳食・幼児食講習会では、保育付きの講義と調理実習を実施しており、子どもの食事について正しい知識の普及に努める。子育て講演会では、子育てに関するテーマで講演を実施する。歯の健康教室(1歳6か月児健診時)では、う歯の予防に努める。	★	★			保健センター
119	予防接種事業	予防接種法に基づき、ヒブ・小児用肺炎球菌・BCG・ポリオ・麻疹・風疹・MR・3種混合・4種混合・2種混合・日本脳炎・子宮頸がん予防接種を実施。また19歳以上の妊娠を予定している女性または、妊娠している女性の夫を対象に「緊急風しん対策」として予防接種費用の一部を助成する。様々な機会を捉えて、予防接種の普及・啓発と接種率向上に向けた取り組みを行う。	★	★	★	★	保健センター
120	住民健康診査事業	40歳未満の他に健診を受ける機会のない保護者を対象に、保育付きの住民健康診査を実施し、子どもを含めた家族全体の健康の増進を図る。	★				保健センター
121	成人歯科保健事業	保健センターにおける1歳6か月児健康診査及び2歳6か月児歯科健康診査の際、その保護者を対象に歯科医による歯科健診及び歯科衛生士による歯科指導を行い、子どもを含めた家族全体の歯科保健の知識の普及・啓発を図る。必要に応じて、歯科衛生士・保健師が電話にてフォローを実施する。	★				保健センター
122	乳幼児健康診査(4か月児、1歳6か月児、2歳6か月児(歯科)、3歳6か月児等)	乳幼児に対して、各時期に健康診査を行い、疾病や障害の早期発見・早期対応を図り、その保護者に対して子育てに関する相談・保健指導を行う。また、児童虐待の予防と早期発見に努め、必要に応じ関係機関との連携を図る。保健センターでの集団健診と府内医療機関での個別健診を実施。健診の未受診児に対して、再通知や家庭訪問等を実施し、受診率の向上や未受診者の把握に努める。経過観察の必要な場合は、小児神経科医や児童精神科医等による二次健診を行う。		★			保健センター

123	乳幼児健康診査事後指導等事業(親子教室事業)	乳幼児健診や子育てコールなどから把握され、個別発達相談を通して継続して支援が必要と思われる子どもと保護者を対象に実施する。子どもの年齢や発達の特性からグループ分けを行い、週に1回程度親子で通室する。各グループの特性に応じて、設定保育やグループワーク、母親教室を行う。	★	★			保健センター
124	特定不妊治療費用補助金交付事業	子どもの出生を望んでいるにもかかわらず、特定不妊治療以外の治療法では妊娠の見込みがないか又は極めて少ないと医師に診断されている人に対して、指定医療機関で特定不妊治療に要した費用を助成する。(限度額及び所得制限あり)	★				保健予防課 医療助成課
125	不育症治療費用補助金交付事業	妊娠はしても流産や死産などを繰り返し、医療機関で不育症治療の必要があると診断された人に対して、不育症の検査及び治療に要した費用を助成する。(限度額あり)	★				保健予防課 医療助成課
126	産後ケア事業 (産後ママ安心ケアサービス)	産後の心身ともに不安定な時期に、家族からの支援が受けられない等で支援が必要な母子を対象に、市内産科医療機関と助産所でショートステイ(宿泊型)、デイサービス(日帰り型)を実施し、助産師等による心身のケア・栄養や育児に関する相談を行う。利用に際しては、保健センターに配置した母子保健コーディネーターが妊産婦等の相談を行い、産後ケア事業やその他の必要な支援につなげる。	★	★			保健センター
127	母子保健推進連絡会運営事務	母子保健施策の充実・強化及びこれらの施策の総合的かつ効果的な推進を目的とし、関係機関・団体との意見交換や重要事項の連絡又は関係団体間との連絡調整を図るために実施する。	★	★	★	★	保健センター

推進方向(2) 子どもへの医療対策の充実

番号	取り組み名	取り組み内容	対象者				所管課
			妊産婦	乳幼児	児童	生徒	
128	小児科救急診療(市立ひらかた病院)	1年365日、24時間体制で小児救急医療の応需体制を構築する。		★	★	★	市立ひらかた病院
129	小児病棟への保育士配置(市立ひらかた病院)	保育士を小児科病棟に配置し、入院している乳幼児に対する遊びの提供、保護者へのサポートを行う。		★			市立ひらかた病院
130	北区内夜間救急センター運営事業	子どもの夜間の急病に対応するため、365日夜間(診療時間:午後9時~翌午前6時)の小児科診療を行う。		★	★	★	健康総務課
131	枚方休日急病診療所運営事業	休日の急病に対応するため、休日(土曜夜間、日曜、祝日、年末年始)の小児科・内科診療を行う。		★	★	★	健康総務課
132	妊婦健康診査事業[再掲]	妊婦の健康管理の充実及び経済的負担の軽減を図り、安心して妊娠・出産ができる体制を確保するため、妊婦健診の助成を行う。	★				保健センター

推進方向(3) 子育てに対する経済的支援

番号	取り組み名	取り組み内容	対象者				所管課
			妊産婦	乳幼児	児童	生徒	
133	子ども医療費助成事業	0歳から小学校までの子どもの医療費の一部について助成を行う。さらに、平成27年12月には中学校3年生までの子どもに助成対象を拡大する。		★	★		医療助成課
134	未熟児養育医療給付事業	入院治療を必要とする未熟児に対し、入院費の一部を助成する。		★			医療助成課
135	小児慢性特定疾病医療費助成制度	小児慢性特定疾病で治療が必要な子どもに対し、医療費の一部を助成する。		★	★	★	保健予防課 医療助成課

136	就学援助費	経済的理由により就学が困難な児童・生徒の保護者に対し、学用品費等負担すべき費用について必要な援助を行うことにより、義務教育の円滑な実施を図る。				★	★	学務課	
137	幼稚園就園奨励費補助金	幼稚園児の保護者の経済的軽減を図り、幼稚園教育の振興に資するため、私立幼稚園の設置者が在園児の入園料及び保育料を減免した場合などに補助金を交付する。				★		学務課	
138	ひとり親家庭医療費助成事業	ひとり親家庭等の父又は母や養育者とその養育する児童に対して、その児童が18歳に達した日以後における最初の3月31日までの間、その児童とその親等に関する通院、入院等の保険診療に係る自己負担分の一部を助成する。(所得制限あり)	★	★	★	★		医療助成課	
139	交通災害遺児奨学金	交通事故により保護者を失った交通災害遺児(小・中学生)に対し、奨学金を支給することにより、交通災害遺児の健やかな育成と福祉の増進に寄与する。				★	★	学務課	
140	児童扶養手当	離婚等によるひとり親家庭等で18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者又は20歳未満で政令で定める程度の障害のある者を監護する母、父又は養育者に対して支給する。(所得制限あり)				★	★	★	年金児童手当課
141	支援学級等就学奨励費	心身に障害のある児童・生徒の保護者に学用品の購入費等に対する奨励費を支給することにより、当該児童・生徒の就学の奨励を図る。					★	★	学務課
142	特別児童扶養手当	20歳未満で、政令で規定する障害のある児童を養育している父、母、又は養育者に対して手当を支給する。(所得制限あり)				★	★	★	年金児童手当課
143	障害児福祉手当	重度の障害のために、日常生活において常時の介護を要する在宅の20歳未満の人を対象に手当を支給する。(所得制限等あり)				★	★	★	障害福祉室
144	身体及び知的障害者医療費助成事業	身体及び知的障害の重度認定を受けている児童に対し、通院、入院等の保険診療に係る自己負担分の一部を助成する。(所得制限あり)	★	★	★	★		医療助成課	
145	児童手当	家庭等における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健やかな成長に資することを目的とし、中学校修了前の児童を対象に手当を支給する。				★	★	★	年金児童手当課

推進方向(4) ひとり親家庭の自立支援

番号	取り組み名	取り組み内容	対象者				所管課	
			妊産婦	乳幼児	児童	生徒		
146	ひとり親家庭自立支援給付金事業	母子家庭の母又は父子家庭の父の就業・自立支援に向けて、自立支援教育訓練給付金及び高等職業訓練促進給付金制度を実施し、就業面における支援を行う。	★	★	★	★	子ども青少年課	
147	母子家庭等日常生活支援事業・父子家庭生活支援員派遣事業	母子家庭の母及び寡婦が生活環境の激変や修学・疾病等により、一時的に支援が必要な場合に家庭生活支援員を派遣し援助を行う。また、父が不在等のため、育児等日常生活に支障のある父子家庭に対して、生活支援員を派遣し、日常生活、特に家事・育児に対する援助を行う。	★	★	★	★	子ども青少年課	
148	ひとり親家庭医療費助成事業[再掲]	ひとり親家庭等の父又は母や養育者とその養育する児童に対して、その児童が18歳に達した日以後における最初の3月31日までの間、その児童とその親等に関する通院、入院等の保険診療に係る自己負担分の一部を助成する。(所得制限あり)	★	★	★	★	医療助成課	
149	児童扶養手当[再掲]	離婚等によるひとり親家庭等で18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者又は20歳未満で政令で定める程度の障害のある者を監護する母、父又は養育者に対して支給する。(所得制限あり)			★	★	★	年金児童手当課

150	母子・父子自立支援員による相談支援事業	ひとり親家庭や寡婦の自立を支援するため、母子・父子自立支援員を配置し、生活の安定、自立のための各種相談・支援、情報提供、福祉資金の貸付事務、ハローワーク等と連携した就業支援等に取り組む。	★	★	★	★	子ども青少年課
151	母子父子寡婦福祉資金貸付事業	母子家庭の母、父子家庭の父及び寡婦の経済的な自立や生活意欲の向上、扶養している児童の福祉の増進のため、必要な資金の貸し付けを行う。	★	★	★	★	子ども青少年課
152	ひとり親家庭等自立促進計画の策定	ひとり親家庭や寡婦の自立を促進するため、計画を策定しきめ細やかな支援を行う。	★	★	★	★	子ども青少年課

推進方向(5) 安全・安心に子育てできる生活環境の整備

番号	取り組み名	取 り 組 み 内 容	対象者				所 管 課
			妊産婦	乳幼児	児童	生徒	
153	公共施設などのバリアフリー化等の推進	民間事業者によって不特定多数の人が利用する施設を新築、増築する際に「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」や「大阪府福祉のまちづくり条例」に基づき事前協議を行い、整備の拡充に向けて指導、啓発を行う。また、公共施設の整備を進めるにあたっては、「大阪府福祉のまちづくり条例」に基づく設計・施工等を行う。	★	★	★	★	施設整備室 開発審査課
154	公園等の整備(遊具設置等)[再掲]	誰もが生き生きのびのびと楽しく過ごすことができる安心安全な公園へ整備を進めていくとともに安全面に配慮した遊具や時計の設置を行う。			★		公園課
155	交通安全施設整備事業	通学路等における交通安全面の向上を図るため、歩道設置、車止め、区画線等の交通安全施設の整備を、地元要望等を踏まえて推進する。			★	★	交通対策課
156	枚方りすクラブ交通安全大会	親と子が共に交通マナーを学び、交通安全意識を高めることによって、交通事故を減少させることを目標として、幼稚園児とその保護者等を対象に交通安全大会を実施する。		★			交通対策課
157	保育所、幼稚園、小学校における交通安全教育	交通安全の実技指導や交通安全映画等を通じて、交通安全意識の向上及び交通事故の減少を目的として、保育所(園)、認定こども園、幼稚園、小学校を対象に交通安全教室を実施する。		★	★		交通対策課
158	防犯協議会活動	犯罪を未然に防ぐため、防犯協議会の各支部(小学校区単位)を通じ、子どもをはじめ市民の安全確保について地域で啓発活動を行う。	★	★	★	★	危機管理室
159	生活安全推進協議会活動	市民生活の安全を確保するために、市及び警察、消防その他各種団体から構成する協議会で、地域の安全確保の具体的事項について検討し、関係団体とともに活動を行う。	★	★	★	★	危機管理室
160	「こども110番の家」設置促進事業	児童を対象とした事件が多発する中で、安心して暮らせる環境を確保するため、子どもたちが下校途中などに危険な目に遭った時に助けを求めて飛び込める「こども110番の家」の設置を青少年育成指導員連絡協議会等を通じて推進する。また、大阪府や事業者と連携し、自動車等による「動くこども110番」や「こども110番の店」などの拡大に対して協力していく。			★	★	子ども青少年課
161	青色防犯パトロール事業	多発する子どもや学校を狙った犯罪をはじめ、ひったくり等の街頭犯罪を未然に抑止し「安心して暮らせる安全なまち」を実現するために、所定の講習を受講した職員が青色回転灯を装備した公用車(青色防犯パトロールカー)4台で巡回パトロールを行う。また、校区コミュニティ協議会等における青色防犯パトロールを推進する。	★	★	★	★	危機管理室

162	地域安心安全情報ネットワーク事業(ひらかた安全安心メール事業)	地域の安心・安全を確保するため、登録された市民のパソコンや携帯電話に不審者情報や災害情報等の緊急情報をリアルタイムにメール配信し、地域における安心・安全情報の共有化を図る。	★	★	★	★	危機管理室
163	不慮の事故防止に関する情報提供及び教育	妊娠届出時に配付する母子健康手帳副読本や乳幼児健診で配布するパンフレット、保健センターにおいて開設している事故予防啓発展示ルーム等を活用し、事故予防に関する情報を提供する。また、乳幼児健診や地域で実施する健康教育において事故予防の啓発を行うなど、保健センターの各種事業を通じて事故予防に関する情報提供と啓発に努める。	★	★	★	★	保健センター
164	AED(自動体外式除細動器)管理運営事業	学校園において、AED(自動体外式除細動器)を必要な時に活用できるように適切な管理及び教職員の救命救急講習の実施を推進する。		★	★	★	児童生徒支援室 学務課

施策目標4. 地域における子育ての相談・支援

推進方向(1) 子育てに対する相談体制の充実

番号	取り組み名	取 り 組 み 内 容	対象者				所 管 課
			妊産婦	乳幼児	児童	生徒	
165	母子健康相談事業(子育てコール、乳幼児健康相談、個別相談) [再掲]	妊産婦及び乳幼児の保護者を対象に、健全な食生活が営めるよう、保健師、栄養士などが健康相談を実施する。子育てコールでは、いつでも気軽に相談できるよう保健師が常時電話相談を行う。乳幼児健康相談では、生涯学習市民センター等身近な地域において身体計測や保健師・栄養士・歯科衛生士による保健指導を行う。また、個別相談において心理相談員が予約制で個別の発達相談を実施する。	★	★	★		保健センター
166	育児相談事業	保育所(園)や幼稚園、認定こども園において、地域の子育て中の保護者からの育児に関する相談に対し、保育所(園)の職員が相談に応じる。		★			子育て支援室
167	母子訪問指導事業[再掲]	家庭訪問により、生活の場における具体的な育児指導や情報提供を通して、子どもの発達支援、育児不安の軽減、虐待の予防等の子育て支援を行う。妊産婦訪問・新生児訪問・乳幼児健診未受診者訪問では、支援を必要とする家庭の早期発見に努める。	★	★			保健センター
168	育児支援家庭訪問事業	育児支援が必要な家庭や育児困難な家庭に対して、子育てOBや保健師、助産師等の訪問による育児などの援助や専門的な相談・指導等の実施を図り、家庭での安定した養育環境を目指した支援を行う。		★			家庭児童相談所
169	土日・夜間電話相談事業	子育て等に関する相談について、特にひとり親などが比較的時間に余裕のある夜間、休日において気軽に相談でき、適切なアドバイスを得ることのできる手段として、土日・夜間の電話による相談事業を「ファミリーポートひらかた」で実施する。		★	★	★	家庭児童相談所
170	家庭児童相談事業[再掲]	18歳までの子どもと家族の様々な相談に、家庭児童相談所の専門相談員が対応し、カウンセリングやプレイセラピーなどを行う。児童虐待等子どもに関する問題の増加や複雑化等から、体制の充実及び専門的技術の向上を図る。		★	★	★	家庭児童相談所
171	教育相談事業[再掲]	教育相談員を配置し、保護者や幼児児童生徒からの教育や学校生活上の問題に関する相談を受け、適切なアドバイスを行う。また、必要に応じて、面談による継続的なカウンセリングを実施する。		★	★	★	児童生徒支援室

172	青少年サポート事業 〔再掲〕	枚方公園青少年センターにおける青少年団体の活動支援や、青少年の悩み(いじめ、不登校、人間関係等、さまざまな問題の早期解決に資するため、青少年が気軽に相談に行ける「青少年相談」、大学生等のアドバイザーの養成など)に取り組む。				★	子ども青少年課
173	障害福祉サービスに関する相談	障害児を養育する親からの申し出に応じて、窓口での相談を実施する。		★	★	★	障害福祉室
174	障害者相談支援事業 (障害者総合支援法に基づく地域生活支援事業)	市内6か所の事業所で、障害児に対する福祉サービスや社会資源の利用に関する相談、情報提供を行う。		★	★	★	障害福祉室
175	こんにちは赤ちゃん事業	生後4ヶ月までの乳児のいる全ての世帯(保健センターによる新生児訪問実施世帯を除く。)を訪問し、子育て支援サービスの情報提供等を行う。		★			子育て支援室
176	未熟児等の保健事業	出生体重2500g未満の児に対して訪問指導等を実施する。また、未熟児を養育する母親が有する育児不安の解消などのために「未熟児教室」を開催する。あわせて、未熟児養育医療給付事業〔再掲〕を実施する。	★	★			保健センター 医療助成課
177	身体障害児及び長期療養児等療育指導事業〔再掲〕	身体障害児及び長期療養児に対し、医師など専門職による健康診査及び相談を行う。また、在宅指導が必要な児に対して、保健師等が訪問指導を行い、相談に応じる。また、必要時、講演会や交流会などの集団支援を実施する。	★	★	★	★	保健センター
178	ひきこもり等子ども・若者相談支援事業	「ひきこもり等子ども・若者相談支援センター」において15歳から39歳の本人及びその家族等の相談に応じるとともに、必要に応じて訪問支援を行う。また、関係行政機関やNPOで構成する地域支援ネットワーク会議と連携しながら、ひきこもり等の子ども・若者の社会的自立に向けた総合的な支援を行う。				★	子ども青少年課

推進方向(2) 子育てに対する支援体制の充実

番号	取り組み名	取 り 組 み 内 容	対象者				所 管 課
			妊産婦	乳幼児	児童	生徒	
179	育児教室	公立保育所において、子育てについて悩みや不安がある保護者に対し具体的な遊びを通して指導及び子育て支援を行う。また、母子健康相談などを通して経過を見たほうがよいと思われる子どもと保護者のサポートの場としての役割を担う。1コースを5、6回で10～15人定員で実施する。		★			子育て支援室
180	母と子の心の支援	保健師がフォローしている地域で孤立し、育児不安の強い保護者に対して、保育所(園)・ファミリーポート等と連携して集団援助を実施する。	★	★			保健センター
181	地域子育て支援拠点事業	公私立保育所(園)、サブリ村野、教育文化センター、ファミリーポートひらかたで実施している地域子育て支援拠点事業を、地域バランスを考慮しながら拡充する。		★			子育て支援室
182	保育所(園)の地域開放	保育所(園)の施設機能及びマンパワーを活用し、地域の児童、保護者を対象とした遊びの場の提供、地域ぐるみで参加できる催し、体験保育や保育行事を実施する。		★			子育て支援室

183	保育所(園)ふれあい体験&枚方版ブックスタート事業 [再掲]	生後5~8ヶ月頃と1歳の誕生日の計2回、親子で住所地近くの保育所(園)を訪問してもらい、保育所(園)では、入所児童・他の親子・地域の人々との交流、保育士による育児のアドバイス・育児相談などを通じて、親子の育ちを支援する。あわせて、1歳の誕生日には、絵本の読み聞かせとプレゼント(枚方版ブックスタート事業)をする。		★			子育て支援室
184	地域子育て支援事業 [再掲]	私立保育所(園)・認定こども園が保育を通じて蓄積している子どもの育ちや子育てに関する知識、技術等を生かし、地域の子育て家庭等に対し各種事業の実施を通じて必要な相談、指導、助言や気になる子どもへの支援等を行い、地域に密着した園として保育・子育て支援機能の一層の充実を図る。		★			子育て支援室
185	親子あそびの広場事業 [再掲]	公立幼稚園において、園庭や遊戯室などを開放し、幼児の安全、安心な遊び場を提供するとともに、保護者への子育て支援の充実を図る。		★			教育指導課
186	幼児教育教室事業(仮称)	地域の幼児教育のセンター的役割のひとつとして、未就園児とその保護者を対象に、幼稚園の施設と機能を活用した取り組みを実施する。		★			教育指導課
187	私立幼稚園における預かり保育等の特色ある子育て支援	私立幼稚園において、預かり保育や未就園児親子登園、教育相談、カウンセリング等を実施し、特色ある子育て支援の充実を図る。		★			学務課
188	一時預かり事業	保護者の傷病や就労等に伴う緊急・一時的な保育需要及び育児疲れの解消等を目的とした利用や短期時間就労により、保育が困難な児童の受け入れを実施し、保育所(園)等への入所を待つ児童の解消の一助とする。また、認定こども園や公立幼稚園での在園児(1号)を対象とした預かり保育を実施する。		★			子育て支援室
189	子育て短期支援事業	保護者の病気、出産、夜間勤務など家庭での子どもの養育が一時的に困難な場合や育児不安や育児疲れ等のリフレッシュのために一時的に子どもを児童養護施設等において預かり養育・保護を行う。平成16年度から市内に「ファミリーポートひらかた」が開設され、その他市外に利用可能な施設が7カ所ある。		★	★		家庭児童相談所
190	ふれあいルーム事業 [再掲]	市立図書館の集会室等において、親子の交流の場であり、本とのふれあいの場でもある「ふれあいルーム」を市民グループの運営により開設する。		★			子育て支援室
191	保護者の交流の場の設定	サブリ村野及び教育文化センターの子育て支援広場において、子育てサークルの紹介や、サークル活動の場を提供することにより、保護者の主体的な活動を支援する。		★			子育て支援室
192	子育て中の親子が交流する集いの開催	生涯学習市民センターでは、活動委員会が、乳幼児を持つ保護者が気軽に集い交流する事業を実施している。このような交流の場を今後も展開できるよう、関係機関や市民とも協力しながら進める。		★			生涯学習課
193	多胎児家庭育児支援事業	多胎児を養育している世帯に対し、多胎児が3歳に達する日の前日まで、ホームヘルパーの派遣やファミリーサポートセンターの利用料助成を行う。		★			子育て支援室

194	「地域子育て支援推進会議」運営事業	地域子育て支援拠点を中心として「地域子育て支援推進会議」を運営し、保育所、保健センター、子ども家庭サポーター、主任児童委員等との連携を図り、子育て支援のネットワークの拡大を図る。		★			子育て支援室
195	総合的教育力活性化事業	中学校区を単位として地域教育協議会(すこやかネット)を設置し、学校・家庭・地域の協力により、フェスティバル、講演会、スポーツ大会、夜間パトロールを実施するなど、子どもの健全育成に努める。			★	★	児童生徒支援室

推進方向(3) 子育てに関する適切な情報提供の推進

番号	取り組み名	取り組み内容	対象者				所管課
			妊産婦	乳幼児	児童	生徒	
196	子育て情報発信事業	印刷物の配布や、市ホームページにおいて子育てイベントに関する情報を提供するイベントカレンダーの活用により、子どもの成長段階に応じた子育て情報を提供する。		★			子育て支援室
197	母子健康手帳等交付事業(母子健康手帳・すくすく子育て手帖等) [再掲]	妊娠・出産・子どもの成長・健康診査や予防接種の記録ができる母子健康手帳を、妊娠届出時に交付する。あわせて本市の各種保健福祉サービスに関する情報を掲載したすくすく子育て手帖を独自に作成し、妊娠期からの幅広い子育て情報を掲載した母子健康手帳副読本とともに配付する。また、乳幼児健康診査等実施時にそれぞれの年齢に応じた子育てに関するパンフレット等を配布する。	★				保健センター
198	「市立幼稚園あそびの広場 in ひらかた」の開催	「市立幼稚園あそびの広場 in ひらかた」を開催し、公立幼稚園における子育て支援の取り組みや教育内容について、広く市民に情報発信を行う。		★			教育指導課
199	枚方市Vママ応援メールマガジン「ひらかたっすくすくメール」の配信	枚方市Vママ応援メールマガジン「ひらかたっすくすくメール」の配信する。	★	★			保健センター 子育て支援室

推進方向(4) 子育て中の社会参加支援

番号	取り組み名	取り組み内容	対象者				所管課
			妊産婦	乳幼児	児童	生徒	
200	ファミリー・サポート・センター事業	育児の援助を行いたい者と育児の援助を受けたい者が相互援助活動を行うファミリー・サポート・センターにおいて、会員組織の活動をより一層推進するため、会員増に努めるとともに、フォローアップ講座の実施などにより活動しやすい体制を作る。		★	★		子育て支援室
201	一時預かり事業[再掲]	保護者の傷病や就労等に伴う緊急・一時的な保育需要及び育児疲れの解消等を目的とした利用や短時間就労により、保育が困難な児童の受け入れを実施し、保育所(園)等への入所を待つ待機児童の解消の一助とする。また、認定こども園での幼稚園児を対象とした預かり保育を実施する。		★			子育て支援室

施策目標5. 子育てと仕事の両立支援

推進方向(1) 多様な保育サービスの充実

番号	取り組み名	取 り 組 み 内 容	対象者				所 管 課
			妊産婦	乳幼児	児童	生徒	
202	通常保育事業	平成26年4月1日現在、認可保育所55か所、定員数6,153人である。保育サービスの量的拡大は緊急課題であり、認可保育所や幼保連携型認定こども園の定員増を基本として今後も待機児童の解消を図る。		★			子育て支援室
203	一時預かり事業[再掲]	保護者の傷病や就労等に伴う緊急・一時的な保育需要及び育児疲れの解消等を目的とした利用や短時間就労により、保育が困難な児童の受け入れを実施し、保育所(園)等への入所を待つ待機児童の解消の一助とする。また、認定こども園での幼稚園児を対象とした預かり保育を実施する。		★			子育て支援室
204	低年齢児保育事業	産休・育休明け保育の充実を図り、仕事と子育ての両立を支援するため、満3歳未満児の定員枠の拡大により、全定員の40%以上の受け入れ枠の確保を目指す取り組みや簡易保育施設からの移行による小規模保育事業を実施する。		★			子育て支援室
205	延長保育事業	全保育所(園)において、午後7時までの延長保育を実施し、一部の私立保育所(園)では、午後7時を超える延長保育にも対応している。今後も、勤務形態の多様化による延長保育の需要に対応するため、幼保連携型認定こども園を加え実施する。		★			子育て支援室
206	夜間保育事業	勤務形態の多様化に対応するため、保護者の就労などにより夜間の保育を必要とする児童に対する夜間保育を行う。(現在の1園を継続)		★			子育て支援室
207	病児・病後児保育事業	保育所(園)や認定こども園等に通所中の児童等が病気やケガの回復期に、集団保育の困難な期間、小児科のある医療機関で保育と看護を行う。市立ひらかた病院及び民間医療機関3か所の計4か所で、定員は23人。また、保育所(園)や幼保連携型認定こども園において、体調が悪くなった児童に対する保育体制の充実を図る。		★			子育て支援室
208	休日保育事業	日曜、祝日など休日の保育ニーズに対応するため、休日保育を行う。(現在の1園を継続)		★			子育て支援室
209	利用者支援事業	個々の保育ニーズへのきめ細かな対応をめざし、保育コンシェルジュを配置するなど、相談体制を充実する。		★			子育て支援室

推進方向(2) 放課後児童対策の充実

番号	取り組み名	取 り 組 み 内 容	対象者				所 管 課
			妊産婦	乳幼児	児童	生徒	
210	放課後児童健全育成事業(留守家庭児童会室事業)[再掲]	保護者の就労等により保育を必要とする小学生児童の放課後の遊び、生活の場を提供し、その健全育成を図ることを目的に、全45小学校で実施する。また、平成23年度から障害のある5、6年生の通年受入れを4か所拠点方式で実施している。			★		放課後児童課

211	放課後自習教室事業 [再掲]	各小中学校において、退職教員や地域人材等を配置し、児童生徒一人一人の理解度に応じたプリント学習ができるICTを利用したシステムを活用して、自学自習力を育むとともに、基礎学力の向上を図るため、平日の放課後、週2日2時間程度、放課後自習教室を実施する。				★	★	教育指導課
-----	-------------------	--	--	--	--	---	---	-------

推進方向(3) 男女共同子育ての推進

番号	取り組み名	取 り 組 み 内 容	対象者				所 管 課
			妊産婦	乳幼児	児童	生徒	
212	男女共同参画推進事業	枚方市男女共同参画計画に基づき、市民意識の啓発・向上を図るための講座の開催や情報提供、相談事業を実施する。 また、市民活動を基盤とする男女共同参画社会づくりを進めるため、ボランティア、NPOなどによる自発的な取り組みを支援し、市民の参加によって、市民自らが企画、運営する「男女共同参画社会づくり支援講座」事業を実施するなど、子どもから大人まで、性別・年齢を問わず男女共同参画意識を醸成する取り組みを進める。	★	★	★	★	人権政策室
213	ワーク・ライフ・バランス推進のための啓発活動	仕事、家庭生活、地域生活、個人の自己啓発など、様々な活動について、自らが希望するバランスで展開できる「ワーク・ライフ・バランス」を推進するため、内閣府仕事と生活の調和推進室が国民運動として取り組む「仕事と生活の調和の推進」に係る啓発をホームページへの掲載やリーフレットの配布などにより行う。	★				人権政策室

基本方向Ⅲ 子どもの人権・子どもの最善の利益が尊重されるまちづくり

施策目標6. 子どもの人権擁護の推進

推進方向(1) 人権教育の推進

番号	取り組み名	取 り 組 み 内 容	対象者				所 管 課
			妊産婦	乳幼児	児童	生徒	
214	人権啓発事業	人権について考える機会を提供するため、さまざまな人権課題をテーマにして講座「生きること」を開催する。また、人権文化セミナー、人権週間事業では、講演会やコンサート、映画会などを開催する。	★	★	★	★	人権政策室
215	非核平和啓発事業	次代を担う若い世代に平和の尊さを引き継ぎ、考える機会を提供するため、憲法と平和に関する講演会や展示会など、子どもも参加できる内容を企画する。なお、3、1平和の日記念事業では、平和の燈火（あかり）や平和フォーラム、展示会などを開催し、平和メッセージを発信する。	★		★	★	人権政策室
216	学校園における人権教育	人権に関する身近な課題解決をめざす取り組みを通して、子どもたちの自尊感情を育み、豊かな人間関係づくりを進めるため、学校園において人権教育推進計画を策定し、人権教育を推進するとともに教職員研修の充実を図る。			★	★	児童生徒支援室
217	子どもに対するプログラムの実施	子どもが自尊心を育むために、感情コントロールや親との関係、友達との関係のとり方等のスキルを学ぶためのプログラムの実施や情報提供を行う。		★			家庭児童相談所

218	子どもの意見表明の場の創出	子どもが自分のまちなに関心を持ち、郷土愛へとつなげることができるよう、環境や文化、福祉など、まちづくりのさまざまな分野において、子どもが意見を表明できる場を創出する。					★	教育指導課
-----	---------------	---	--	--	--	--	---	-------

推進方向（2） 子どもへの虐待のないまちづくりの推進

番号	取り組み名	取 り 組 み 内 容	対象者				所 管 課
			妊産婦	乳幼児	児童	生徒	
219	児童虐待防止ネットワーク事業	子ども家庭センター、家庭児童相談所、保健所、保健センター、子育て支援室、教育委員会等から成る「枚方市児童虐待問題連絡会議」を中心として、子どもの虐待の予防、早期発見、早期対応、啓発活動に取り組む。 通告や情報収集で把握したケースについて、同会議で重症度判断やアセスメントを行うとともに各機関の役割などのケース管理を行い、子どもや家庭に対する必要に応じた支援を行う。		★	★	★	家庭児童相談所
220	児童虐待防止ネットワーク機能強化事業	ネットワーク関係者の専門性の向上のため、学識経験者等の専門家を招へいし、児童虐待対応についての研修会などの開催や、個別ケースについての具体的な支援方法についての助言・指導を受ける。		★	★	★	家庭児童相談所
221	危機管理体制の整備	重大事案(児童家庭相談や「枚方市児童虐待問題連絡会議」で対応中の事例の死亡・重傷等)発生時における対応、検証について、大阪府と連携して必要な取り組みを行う。また、府下の他市町村の重大事案について情報収集を行い、関係機関と情報の共有化を図る。		★	★	★	家庭児童相談所
222	育児支援家事援助事業	児童虐待防止を図るため、枚方市児童虐待問題連絡会議の把握ケースの中で、ネグレクトなど不適切な育児環境にある家庭や保護者の養育を支援することや特に必要と認められる家庭に対して、家事や育児の援助を行う。		★			家庭児童相談所
223	虐待予防のための育児支援	保健センターが行うさまざまな母子保健事業において、虐待の予防、早期発見、早期対応に努める。育児不安や不適切な養育、虐待が明らかになった場合、関係機関との連携を密に役割の分担を図りながら、訪問指導や相談事業等を通じて継続的に支援を実施する。	★	★	★	★	保健センター
224	親支援プログラムの実施	子育てに不安やストレスを抱えている親に対して子育てスキルや感情コントロールの方法を学ぶ親支援プログラム等の実施や情報提供を行う。		★	★		家庭児童相談所
225	DV 防止対策事業	枚方市配偶者暴力相談支援センター「ひらかたDV相談室」を中心にDV被害者支援を行うとともに、市民への啓発事業や、教育委員会と連携し若年層への予防教育に取り組む。また、子ども家庭センター、警察、市の各相談窓口や福祉窓口などで構成する「枚方市ドメスティック・バイオレンス関係機関連絡会議」において、関係機関の連携を深め、DV被害者支援の充実に努める。	★	★	★	★	人権政策室

推進方向（3） いじめ・不登校などへの対応

番号	取り組み名	取 り 組 み 内 容	対象者				所 管 課
			妊産婦	乳幼児	児童	生徒	
226	適応指導教室(ルボ)事業	不登校状態の児童・生徒に、家庭と学校の間期的な存在として、人間関係のあり方や自己決定の方法を学ぶ場を提供し、教育文化センターの適応指導教室内での活動やカウンセリング、あるいは訪問指導といった多様な活動を通して自立に向けた支援や指導を行う。			★	★	児童生徒支援室

227	スクールカウンセラー配置事業 [再掲]	中学校における相談体制の充実を図るため、スクールカウンセラーを配置し、生徒や保護者の悩みや課題の解決に資する。また、中学校区の小学校に対しても、派遣を含めた柔軟な取り組みを展開する。				★	児童生徒支援室
228	教育相談事業[再掲]	教育相談員を配置し、保護者や幼児児童生徒からの教育や学校生活上の問題に関する相談を受け、適切なアドバイスを行う。また、必要に応じて、面談による継続的なカウンセリングを実施する。	★	★	★		児童生徒支援室
229	心の教室相談員配置事業 [再掲]	小学校の相談体制の充実を図るため、「心の教室相談員」を配置し、児童や保護者の悩みや課題の解決に資する。			★		児童生徒支援室
230	いじめ問題対策連絡協議会	学校及びその周辺における児童生徒のいじめ問題に対し、いじめの芽をいち早くキャッチし、より迅速で適切な対応を行うため、平成26年7月に「枚方市いじめ問題対策連絡協議会」を設置し、市の関係部課と外部の関係機関の連携を強化し、いじめの未然防止、早期発見、早期対応に重点を置いた取り組みを推進する。	★	★	★		児童生徒支援室 関係各課
231	青少年サポート事業 [再掲]	枚方公園青少年センターにおける青少年団体の活動支援や、青少年の悩み(いじめ、不登校、人間関係等、さまざまな問題)の早期解決に資するため、青少年が気軽に相談に行ける「青少年相談」、大学生等のアドバイザーの養成などに取り組む。				★	子ども青少年課
232	不登校支援協力員配置事業	中学校に不登校支援協力員を配置し、校内適応指導教室等において不登校傾向にある生徒の教育相談や学習支援を行う。また、担任と連携して不登校生徒宅への家庭訪問による登校支援に取り組む。				★	児童生徒支援室
233	子どもの笑顔守るコール事業(一般教育相談・いじめ専用) [再掲]	幼児・児童・生徒がかかえる諸問題の解決や早期発見、早期対応を図るため、総合電話窓口「子どもの笑顔守るコール」(「いじめ専用ホットライン」と「教育安心ホットライン」)を設置し、電話による教育相談を実施する。	★	★	★		児童生徒支援室
234	家庭教育アドバイザー設置事業	家庭児童相談所に家庭教育アドバイザーを配置し、保護者等に家庭教育に関する助言を行う。また、児童虐待事案に関して学校での対応や教職員等に対する未然防止のための啓発を行う。	★	★	★		児童生徒支援室
235	スクールアドバイザー派遣事業	枚方市立学校園での緊急の課題に対し、幼児・児童・生徒の心のケアや教職員等への助言を目的に、スクールアドバイザーを派遣する。	★	★	★		児童生徒支援室
236	家庭児童相談事業 [再掲]	18歳までの子どもと家族の様々な相談に、家庭児童相談所の専門相談員が対応し、カウンセリングやプレイセラピーなどを行う。児童虐待等子どもに関する問題の増加や複雑化等から、体制の充実及び専門的技術の向上を図る。	★	★	★		家庭児童相談所
237	ひきこもり等子ども・若者相談支援事業 [再掲]	「ひきこもり等子ども・若者相談支援センター」において15歳から39歳の本人及びその家族等の相談に応じるとともに、必要に応じて訪問支援を行う。また、関係行政機関やNPOで構成する地域支援ネットワーク会議と連携しながら、ひきこもり等の子ども・若者の社会的自立に向けた総合的な支援を行う。				★	子ども青少年課

推進方向（４） 子どもを取り巻く有害環境対策などの推進

番号	取り組み名	取 り 組 み 内 容	対象者				所 管 課
			妊産婦	乳幼児	児童	生徒	
238	青少年の健全育成事業	青少年育成指導員が地域での青少年問題に関する相談活動、街頭における青少年の指導、啓発・広報活動、有害図書等の販売調査や大阪府の立ち入り調査への協力を行う。			★	★	子ども青少年課
239	小・中学校生徒指導連絡会	各学校の生徒指導における組織体制を整備し、小・中学校の連携による取り組みを推進するため、毎月、小・中学校生徒指導連絡会を開催して情報交流を行う。			★	★	児童生徒支援室
240	薬物乱用防止教室・非行防止教室【再掲】	飲酒や喫煙、シンナー等の薬物乱用や出会い系サイトに係る被害及び非行について、保健所や警察等の関係機関との連携による薬物乱用・非行防止のための教室を開催し、予防教育を推進する。			★	★	児童生徒支援室

枚方市子ども・子育て支援事業計画
平成27年度～平成31年度にかかる取り組み一覧

平成27年3月

発行 枚方市子ども青少年部子育て支援室
〒573-8666 枚方市大垣内町2丁目1番20号
TEL：072-841-1221（代表）
FAX：072-841-4319
E-mail:kodomo@city.hirakata.osaka.jp